

(第1号様式)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書

電気自動車用充電設備を設置するため、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助事業により補助金の交付を受けたいので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする充電設備の内容

充電設備の種類及び設置基数	普通充電設備	口
	充電用コンセント	口
	充電用コンセントスタンド	口

2 交付を受けようとする補助金の算出の基礎

費 目	補助対象経費 ※ (国補助金の積算根拠で算定)	国補助金 交付決定額
設備費	円	円
工事費	円	円
合 計	円	円

※補助対象経費については、税抜額を記載してください。

3 施工開始予定日等

充電設備設置工事開始予定日	令和 年 月 日
充電設備設置工事完了予定日	令和 年 月 日
補助対象経費の支払い完了予定日	令和 年 月 日

4 担当者 ※

氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

※担当者については、次のとおり記載してください。なお、委任状（第14号様式）を提出する場合は、第14号様式の1(3)の内容を記載してください。

- ・申請者が個人の場合は、申請者個人
- ・申請者が法人の場合は、当該法人の従業者
- ・申請者が管理組合の場合は、当該管理組合代表者と同じ集合住宅に居住する者

5 同意事項

☐ 以下について同意します。（同意する場合は、☐にチェックを入れてください。）

- (1) 大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱の規定を理解し、これを遵守します。
- (2) 暴力団の利益になるような申請ではありません。
ア 暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。
イ 暴力団排除のため資料等の提出を求めることがあります。

6 添付書類一覧

- (1) 国補助金の補助金交付決定通知書（写し）
- (2) 国補助金の補助金交付申請時に提出した次のアからシまでの書類（写し）
 - ア 国補助金交付申請書
 - イ 集合住宅であることを証する書類
 - ウ 設置する施設等の説明に係る書類
 - エ 見積書（充電設備本体及び設置工事）（内訳書を含む。）
 - オ 充電設備等設置工事の申告方法に係る書類
 - カ 要部写真（充電車両駐車区画及び充電設備本体設置場所）
 - キ 図面（設置場所見取図及び平面図）
 - ク 申請者が個人である場合は、住所及び氏名が確認できる運転免許証等
 - ケ 申請者が法人である場合は、履歴事項全部証明書及び役員名簿
 - コ 申請者が管理組合である場合は、管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類
 - サ 申請者が管理組合である場合は、充電設備の設置について、住民総会での決議又は理事会での合意がされていることを証する書類
 - シ 申請者が集合住宅の管理組合若しくは所有者から許諾を受けた居住者又はリース会社等である場合は、当該居住者又はリース会社等であることを証する書類
- (3) 市税（個人市民税又は法人市民税）の納税証明書（申請者が管理組合である場合を除く。）

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第7条 第1項 / 第6項 の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 充電設備又は工事の内容等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (2) 補助事業の中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、交付決定者に対して報告を求め、又は本市職員に当該交付決定者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと

3 その他

- (1) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。
- (2) 大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書（第13号様式）及び添付書類を大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第16条第2項若しくは同条第4項に規定する期日までに提出しなかった場合（同条第3項の規定による市長の指示に従っている場合を除く。）又は同条第6項に規定する期日までに同条第5項に規定する書類を提出しなかった場合には、申請の取下げがあったものとみなし、本通知の交付決定はなかったものとみなす。
- (3) 前号の規定は、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第16条第3項の規定により市長が指示した期日までに書類を提出しなかった場合について準用する。

(第3号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第7条第7項の規定により通知します。

(交付しない理由)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金設置工事事前開始承認申請書

令和 年 月 日付けで提出した大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書について、次の理由により大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第7条第1項又は第6項に規定する交付決定を受ける前に補助対象設備の設置工事を開始しますので、同要綱第9条第2項の規定により申請します。

なお、当該設置工事について、同要綱第9条第3項の規定による通知を受けた場合でも、補助金の交付決定がなされない可能性があることを了承したうえで本申請をしており、本件について交付決定がなされなかったとしても異議を申し立てません。

記

1 設置工事開始予定日 令和 年 月 日

2 事前開始の理由

(第5号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金設置工事事前開始承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金設置工事事前開始承認申請については、その内容に不備等がないことを確認したので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて通知のあった大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金の交付決定について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日
- 2 取下げの理由

<注>

この取下書により申請の取下げを行うことができるのは、電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定の内容及び条件に不服があり、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日を経過する日までとする。

(第7号様式)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて補助金の交付決定を受けた電気自動車用充電設備設置について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更の内容

(変更前)

(変更後)

2 変更の理由

3 変更日 (予定)

4 添付書類

- ・国補助金の変更申請時に提出した書類の写し
- ・国補助金に係る変更承認通知

(第8号様式)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて補助金の交付決定を受けた電気自動車用充電設備設置について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

- 1 中止又は廃止の内容

- 2 中止又は廃止の理由

- 3 中止の期間又は廃止日（予定）

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金変更届

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて補助金の交付決定を受けた電気自動車用充電設備設置について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更の内容

(変更前)

(変更後)

2 変更の理由

3 変更日 (予定)

4 添付書類

別添のとおり

＜参考＞ 添付書類の例

代表者を変更するとき

→代表者を選任した際の議事録の写しなど

(第 10 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて交付決定した大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更日（予定）

(第 11 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて交付決定した大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 中止又は廃止の内容

- 2 中止又は廃止の理由

- 3 中止の期間又は廃止日（予定）

(第 12 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて交付決定した大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり交付決定を取り消した / 変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(第 13 号様式)

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて補助金の交付決定を受けた大阪市電気自動車用充電設備設置費補助事業について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 交付を受けようとする充電設備の内容

充電設備の種類及び設置基数	普通充電設備	□
	充電用コンセント	□
	充電用コンセントスタンド	□

2 交付を受けようとする補助金の算出の基礎

費 目	補助対象経費実績額 ※ (国補助金実績報告額)	国補助金確定額
設備費	円	円
工事費	円	円
合 計	円	円

※補助対象経費実績額については、税抜額を記載してください。

3 施工開始日等

充電設備設置工事施工開始日	令和 年 月 日
充電設備設置工事完了日	令和 年 月 日
補助対象経費の支払い完了日	令和 年 月 日

4 担当者 ※

氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

※担当者については、次のとおり記載してください。なお、委任状（第 14 号様式）を提出する場合は、第 14 号様式の 1 (3)の内容を記載してください。

- ・申請者が個人の場合は、申請者個人
- ・申請者が法人の場合は、当該法人の従業者
- ・申請者が管理組合の場合は、当該管理組合代表者と同じ集合住宅に居住する者

5 添付書類一覧

(1) 国補助金の額の確定通知書の写し

(2) 国補助金の実績報告時に提出した次のアからコまでの書類の写し

ア 充電設備本体の発注書

イ 充電設備本体の請求書（内訳書を含む。）

ウ 充電設備本体の支払いを証する領収書

エ 充電設備本体の保証書

オ 工事費の請求書（内訳書を含む。）

カ 工事費の支払いを証する領収書

キ 充電設備等設置工事完了報告書

ク 充電設備等設置工事の実績申告方法に係る書類

ケ 要部写真（充電車両駐車区画、充電設備本体設置場所及び充電設備銘板（型式・製造番号））

コ 図面（設置場所見取図及び平面図）

(第 14 号様式)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

集合住宅名称及び所在地

委任者（申請者）の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

印

委任者（申請者）の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

委 任 状

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金に係る事務手続の権限を次のとおり委任します。

1 受任者

(1) 名称・役職・氏名

(2) 所在地

(3) 担当者氏名・電話番号・メールアドレス

2 委任する事務

次の書類の作成及び提出

- (1) 大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書（第 1 号様式）及び添付書類
- (2) 大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金実績報告書（第 13 号様式）及び添付書類

(第 15 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて交付決定した大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(第 16 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付決定等取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて 交付決定 / 額の確定 をした大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金については、次のとおり 交付決定 / 額の確定 を取り消したので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(第 17 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金返還命令書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて額の確定をした大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱 第 21 条 / 第 23 条第 2 項 / 第 23 条第 4 項 の規定により補助金の返還を求めます。

1 返還を求める理由

2 返還金額

3 返還期限

4 返還方法

別添の納入通知書により、上記返還期限までに大阪市公金収納取扱金融機関に納入してください。

令和 年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

集合住宅名称及び所在地

申請者の氏名

法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の氏名

申請者の住所

法人その他の団体にあつて
は主たる事務所の所在地

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 23 条第 3 項の規定により、次のとおり取得した財産を処分します。

- 1 財産処分の内容
- 2 財産処分の理由
- 3 財産取得年月日（充電設備設置工事完了日）
- 4 財産処分予定年月日
- 5 添付書類（処分の内容、理由等について参考となる資料等）

(第 19 号様式)

大阪市指令環施第 号
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金財産処分承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令環施第 号にて申請のあった財産処分について、次のとおり承認したので、大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第 23 条第 4 項の規定により通知します。

1 財産処分の内容

2 財産処分の理由

3 財産取得年月日（充電設備設置工事完了日）

4 財産処分予定年月日

5 補助金の返還

- ☐ 補助金の返還を求めますので、別添の大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金返還命令書（第 17 号様式）をご覧ください。
- ☐ 補助金の返還を求めません。
（理由）